

電気に関する部分免除で受験される方へ

電気に関する部分免除で受験する場合は、受験案内にも記してありますが、「① 電気の基礎」、(構造、機能および整備の方法の)「② 電気に関する部分」、「③ 鑑別」が免除されます。

ただ、その場合、気を付けなければならないのは、②の電気に関する部分で、1の設置基準(P88~P94)は、法令の類別(7類)でも出題されています。

従って、電気に関する部分免除で受験される場合でも、この部分だけは、学習しておいてください。

「電気に関する部分」免除でも、法令の 類別(7類)で出題される部分	構造、機能および整備の方法 第2章の 1. 設置基準 (P88~P94)
--------------------------------------	--